



# 目 次

<b>1</b>	<b>計画策定の趣旨等</b> . . . . .	<b>1</b>
(1)	計画策定の趣旨	1
(2)	県子ども・子育て支援圏域の設定	2
<b>2</b>	<b>需要に応じた教育・保育サービスの提供体制の確保</b> . . . . .	<b>3</b>
<b>3</b>	<b>保育教諭、保育士、幼稚園教諭の確保</b> . . . . .	<b>7</b>
(1)	利用希望児童数の見込み	7
(2)	需要面(利用希望児童数の見込に対応するための従事者数)	7
(3)	供給面(県における現状の職員数から見て将来的に従事しているであろう従事者数)	9
(4)	従事者数の過不足見込【(3)供給面－(2)需要面】	9
<b>4</b>	<b>県内の各地域の特性に応じた子ども・子育て支援策の充実</b> . . . . .	<b>10</b>
(1)	利用者支援事業	10
(2)	地域子育て支援拠点事業	11
(3)	妊婦健診	11
(4)	乳児家庭全戸訪問	11
(5)	養育支援事業等	12
(6)	多様な主体の参入促進事業	12
(7)	一時預かり事業等	13
(8)	実費徴収に伴う補足給付事業	18
(9)	延長保育事業	18
(10)	放課後児童クラブ及び放課後子ども教室	19
<b>■一市町村別資料一</b>		
	<b>市町村別(教育・保育施設)</b> . . . . .	<b>24</b>
	<b>市町村別(地域子ども・子育て支援事業)</b> . . . . .	<b>35</b>

## 【各ページの記載について】

### ◆ポイントの記載

 <p>解説</p>	用語や表の見方を解説しています。
 <p>令和2年度～令和6年度取組方針</p>	計画期間中の取組方針を記載しています。

### ◆ 「量の見込み」と「確保方策」の記載

2と4では、群馬県子ども・子育て支援圏域ごとに「量の見込み」と「確保方策」を数値で示している事業があります。

「量の見込み」とは、県民の利用希望見込み数を示したものです。

「確保方策」とは、「量の見込み」の受入可能見込み数を示したものです。

「確保方策」が「量の見込み」を下回っている場合は、その状態を解消するための取組を積極的に進めていくこととなります。